

高木議員の質問にお答えいたします。

初めに、消費税についてであります。

消費税は、資産の譲渡や役務の提供の際などに、課税されるものであり、最終消費者が負担し、課税事業者が納税することとなっております。

したがって、消費者及び事業者それぞれの段階で、税率改定に応じた負担が発生するものと想定されますが、低所得者対策としての複数税率の導入等詳細も不明であります。

本市行政への影響額については、歳入では、地方消費税交付金の増加が見込まれ、歳出では、普通建設事業費や物件費のほか特別・企業会計で公課費への影響などが見込まれますが、現時点での本市全体での影響額の試算は困難であります。

以上

次に、国保行政についてであります。

一部負担金についてであります。

一部負担金減免制度につきましては、国からの通知に基づき、昨年度、拡充したところであります。

なお、広島県において、広域化に向けた作業部会が、設置され、一部負担金減免制度についても、議論することとされており、この検討状況を踏まえる中で、対応して参りたいと考えております。

以上

次に、建築物査察等適正化対策委員会の間とりまとめについてであります。

定期報告対象建築物や防火対象物の公表につきましては、法令等の整合を図る必要もあり、最終取りまとめにおいて整理することとしております。

既存不適格建築物に対する勧告・是正命令につきましても、最終取りまとめにおいて整理することとしております。

次に、火災予防査察の体制についてであります。

現在、火災予防査察は、予防要員に加えて、警防要員においても、相互に補完しながら、実施しているところであります。

今後においても、組織全体で取り組むこととしており、効果的な査察体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、市が独自に融資制度を設けることは考えておりません。

以上